



三重県公報

令和5年2月21日 (火)

第 389 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
4	電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 事 務 課)	2
告 示			
84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	5
85	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	5
86	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
87	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	5
88	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
89	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	6
90	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	7
91	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	7
92	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	7
93	同件	(同)	7
94	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	8
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10

規 則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四号

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則（昭和四十三年三重県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 3 条、第 4 条、第 8 条関係）

年 月分 給 与 個 人 別 明 細 書

支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名	
支給総額	控除計	支払額	内訳		
			A口座		
			B口座		
			C口座		
			現金		
給料関係	給料表一級一号給		給料異動日		
給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額	管理職上限調整額	減額（給料）
手当関係					
扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当（非）	通勤手当（課）	単身赴任手当
時間外勤務手当	管理特別手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当（非）	宿日直手当（課）
管理職手当	初任給調整手当	特殊勤務手当（月額）	特殊勤務手当（日額）	特地・へき地手当	定通手当
普及・産教手当	義務教育特別手当	期末手当	勤勉手当		減額（その他手当）
控除関係	控除計				
共済 短期掛金	共済 介護掛金	共済 厚生年金掛金	共済 退職等年金掛金	社保 健康保険料	社保 介護保険料
社保 厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税	財産形成貯蓄
共済 返済金	共済物資	互助会掛金	互助会返済金	公舎貸付料	その他
標準報酬月額					
適用開始	共済 短期	共済 厚生年金	共済 退職等年金	社保 健康保険	社保 厚生年金

第 5 号様式 (第 3 条、第 4 条、第 8 条関係)

年 月分 期 末 ・ 勤 勉 手 当 個 人 別 明 細 書

支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名	
支給総額	控除計	支払額	内訳		
			A 口座		
			B 口座		
			C 口座		
現金					
手当基礎関係	給料表一級一号給				
給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額	育児短時間の給料月額	管理職上限調整額
扶養手当	地域手当				
管理職加算率	管理職加算額	職務加算率	職務加算額	期末手当基礎額	勤勉手当基礎額
手当関係					
期末期間率	期末支給率	期末手当			調整額
勤勉成績率	勤勉期間率	勤勉支給率	勤勉手当		
控除関係	控除計				
共済 短期掛金	共済 介護掛金	共済 厚生年金掛金	共済 退職等年金掛金	社保 健康保険料	社保 介護保険料
社保 厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税	財産形成貯蓄
共済 返済金	共済物資	互助会掛金	互助会返済金	公舎貸付料	その他
標準報酬月額					
適用開始	共済 短期	共済 厚生年金	共済 退職等年金	社保 健康保険	社保 厚生年金

附 記

この報告は、令和5年2月1日から施行する。

告 示

三重県告示第 84 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	医療法人 泰真会 協立内外科医院	熊野市井戸町 378	令和 5 年 2 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 津神納町店	津市神納町 1 番 13 号	令和 5 年 2 月 1 日
薬局	あおぞら薬局	北牟婁郡紀北町相賀 1942 番地 5	令和 5 年 2 月 10 日
訪問看護	訪問看護ステーションしらゆりケア四日市北	四日市市あかつき台 3 丁目 1-197	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 85 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450200791	株式会社 HACCHI SMILE	三重県四日市市鶴の森二丁目 2 番 12 号 Urban Forest Park	H a c c i i 808	四日市市平尾町 3553-1	保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援	令和 5 年 2 月 1 日
2450300732	株式会社エンジョイ	三重県鈴鹿市算所 1 丁目 3 番 11 号多貴 BLD	重症児デイサービス ななほし	鈴鹿市三日市南 3 丁目 17 番 20 号	児童発達支援、放課後等デイサービス（重心）	令和 5 年 2 月 1 日
2452700178	特定非営利活動法人カナエタ	三重県多気郡大台町長ケ 1317 番地	放課後等デイサービス カナエタ	多気郡大台町粟生 720 番地 1	保育所等訪問支援	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 86 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450500851	医療法人社団それいゆ	千葉県松戸市松戸 1147 番地涌井ビル 5 階	ソレイユキッズ津 S o l	津市一志町田尻字川田 543 番地 1	児童発達支援	令和 5 年 1 月 31 日

三重県告示第 87 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202259	株式会社安心	三重県四日市市八田一丁目 13 番 10 号	株式会社安心 介護サービスセンター	四日市市小林町 3018 番地 108	居宅介護	令和 5 年 2 月 1 日
2412720555	合同会社グリシナ	三重県多気郡明和町大字北藤原 24 番地	かしわもも T a X i	多気郡明和町大字北藤原 24 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 5 年 2 月 1 日
2411200807	株式会社ナーシングケアセンター	三重県伊賀市四十九町 1784 番地の 25	訪問介護ステーションとんとん	伊賀市四十九町 1784 番地の 25	居宅介護、重度訪問介護	令和 5 年 2 月 1 日
2411200799	合同会社 t a k e R o o t	三重県伊賀市市部 1512 番地	L s	伊賀市市部 1512 番地	同行援護	令和 5 年 2 月 1 日
2410202242	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目 11 番 9 号 イトーピア橋本ビル 2 階	グループホームビートルケア四日市宮東町	四日市市宮東町 1-24-2	短期入所	令和 5 年 2 月 1 日
2412220374	うらら介護サービス株式会社	三重県三重郡菰野町竹成 1930 番地 1	就労継続支援 A 型事業所たけなり	三重郡菰野町竹成 1946 番地 3	就労継続支援 A 型	令和 5 年 2 月 1 日
2420202091	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目 11 番 9 号 イトーピア橋本ビル 2 階	グループホームビートルケア四日市宮東町	四日市市宮東町 1-24-2	共同生活援助	令和 5 年 2 月 1 日
2420701894	合同会社ライジング	三重県松阪市駅部田 809 番地 1	グループホーム緋日葵	松阪市川井町 587 番地 6	共同生活援助	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 88 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410301762	合同会社富士見	三重県鈴鹿市岸岡町 1700 番地 57	障がい福祉総合支援ひばり	鈴鹿市岸岡町 1700 番地 57	生活介護	令和 5 年 1 月 31 日

三重県告示第 89 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19		薬局	令和 5 年 1 月 1 日
薬局	さくら薬局 四日市山分店	四日市市山分町 116-14		薬局	令和 5 年 2 月 1 日
薬局	四日市さくら薬局	四日市市浜田町 12 番 25-2 号		薬局	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 90 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から所在地の変更の届出がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
心臓脈管外科 整形外科 腎臓	社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	伊賀市上之庄 2711 番地 1		心臓脈管外科 整形外科 腎臓	令和 5 年 1 月 1 日
薬局	ぼんだ薬局	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	名張市桔梗が丘 5-9-1812-11		薬局	令和 4 年 12 月 6 日
訪問看護	訪問看護ステーションかがせお	伊勢市御菌町 高向 2176-1	伊勢市藤里町 338 番地 3		訪問看護	令和 4 年 12 月 16 日

三重県告示第 91 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

区 域	区 分
磯津区域 (四日市市漁業協同組合のうち磯津の地区)	機船船びき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）
白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区)	機船船びき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。）

三重県告示第 92 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
四日市市日永商業施設
四日市市日永一丁目 747 番ほか 10 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 93 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿下喜店

いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3343 ほか

2 いなべ市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア いなべ市環境保全条例（平成 15 年いなべ市条例第 105 号）第 4 条第 1 項に基づき、環境保全に係る届出書を法令に基づく許可等の申請又は届出をする日の 60 日前までに提出すること。

イ 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号）第 7 条別表第 5、6 に該当する機械を設置する場合は、騒音又は振動に係る指定施設届出書を設置工事開始の 30 日前までに提出すること。

(2) その他の事項

土木工事中に文化財が発見された場合は、工事を中止し、いなべ市教育委員会生涯学習課に届出後、その指示に従うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 94 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ四日市店

四日市市西日野町字八幡 1608 番地 1 ほか 22 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドン・キホーテ四日市店

(変更後) MEGA ドン・キホーテ四日市店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号	梅田 圭

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	梅田 圭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	成沢 潤治

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	吉田 直樹
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
有限会社ワンラブ	愛知県名古屋市中区徳川町 1402 ワンラブ徳川ビル 1 階	小林 励

- 3 変更年月日
 - 2(1) 平成 24 年 7 月 6 日
 - 2(2) 令和 3 年 11 月 22 日
 - 2(3) 令和 2 年 3 月 1 日
- 4 変更理由
 - 2(1) 正式名称が決定したため。
 - 2(2) 設置者の住所に変更が生じたため。
 - 2(3) 小売業者の入店及び代表者の変更が生じたため。
- 5 届出の日
 - 令和 5 年 2 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和 5 年 2 月 21 日から同年 6 月 21 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

西桑名土地改良区（桑名市大字西汰上 320 番地）
退任理事
桑名市大字福島 539 番地

黒 田 繁 春

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、西桑名土地改良区（桑名市大字西汰上 320 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 20 日に終了した旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 - 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
 - 松阪市小阿坂町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 12 月 8 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
三重郡朝日町大字柿
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 26 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
三重郡川越町大字豊田
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 20 日に終了した旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
多気郡多気町佐伯中及び同町土羽

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
